

吉川市障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会の設置並びにその組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会として、吉川市障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がい者の差別解消に係る相談事例の情報共有及び情報発信に関すること。
- (2) 地域の関係機関による連携体制の構築に関すること。
- (3) 共生社会の実現に係る啓発及び周知に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障がい者の差別解消及び権利擁護に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法曹関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 商業関係者
- (6) 労働関係者
- (7) 権利擁護関係者
- (8) 障がい者又はその家族
- (9) 行政機関関係者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議は、会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、こども福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月18日から施行する。